

# 大分県報

令和二年  
号外（一〇四）  
十二月十八日

（金曜日）

## 目次

### 条 例

職員の定年等に関する条例の一部改正……………	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	一
大分県税特別措置条例の一部改正……………	二
森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正……………	二
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	二
大分県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定……………	二
警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正……………	五
大分県議会委員会条例等の一部改正……………	五

### ○ 条 例

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十四号

#### 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「保健所」を「医師及び保健所」に改め、「医師及び」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

令和二年十二月十八日

大分県報号外（条例）

2 この条例の施行の際現に改正前の職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされている医師である職員については、当該職員の同意を得たときに限り、改正後の職員の定年等に関する条例第三条に定める年齢を定年とするものとする。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十五号

#### 大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県立武道スポーツセンターの項及び大分県立フェンシング場の項中「公益財団法人大分県体育協会」を「公益財団法人大分県スポーツ協会」に改める。

別表第三の県税関係証明事務の項中「第六十条」を「第六十条の二十」に改め、同表の家畜人工授精関係事務の項中

家畜人工授精所 開設許可申請手 数料	一件	五、七〇〇円
--------------------------	----	--------

を

家畜人工授精所 開設許可申請手 数料	一件	五、七〇〇円
家畜人工授精所 開設許可証書換 え交付手数料	一件	一、七〇〇円
家畜人工授精所 開設許可証再交 付手数料	一件	一、七〇〇円

に

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十六号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例(昭和三十八年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十七号

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定(「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める部分に限る。)は、令和四年四月一日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十八号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項の市町村の欄中「中津市」の下に「日田市」を、「津久見市」の下に「竹田市」を加える。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。  
令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十九号

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等(第九条―第十二条)
- 第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等(第十三条―第十五条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車利用事業者 事業活動において自転車を利用する事業者をいう。
- 五 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする事業者をいう。
- 六 自転車小売等事業者 自転車の小売又は整備を業とする事業者をいう。
- 七 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 八 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 九 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

#### （県の責務）

**第三条** 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

#### （自転車利用者の責務）

**第四条** 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識し、次に掲げる事項その他の関係法令に規定する事項を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

- 一 夜間、道路を通行するときは、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として関係法令に定める反射器材を備えること。
- 二 酒気を帯びて運転しないこと。
- 三 自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で運転すること。
- 四 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- 五 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して運転しないこと。

#### （県民の責務）

**第五条** 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （事業者の責務）

**第六条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （交通安全団体の責務）

**第七条** 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### （関係機関等との連携）

**第八条** 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者及び交通安全団体との連携を図るものとする。

#### 第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等

#### （自転車交通安全教育等）

**第九条** 県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。

2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、研修の実施及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めるものとする。

5 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育を行うよう努めるものとする。

#### （道路交通環境の整備等）

**第十条** 県は、国、市町村及び交通安全団体その他の団体と連携し、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備及び保全のために必要な措置を講ずるものとする。

#### （自転車の点検及び整備等）

**第十一条** 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

3 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するとき、当該自転車を購入し、又は整備を受けようとする者(以下「自転車購入者等」という。)に対し、自転車の点検及び整備の必要性に関する情報を提供しよう努めるものとする。

4 自転車利用者は、その利用する自転車について、施設等盗難防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

**(自転車利用時の安全上の措置)**

**第十二条** 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、利用する自転車の種類、時間帯、利用方法等に応じ、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 自転車を利用して通学する児童、生徒(中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部に在学する者に限る。次項において同じ。)又は学生(高等専門学校に在学する第一学年から第三学年までの者に限る。次項において同じ。)は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

3 学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。)の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。

4 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。

5 高齢者の家族等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する助言を行うよう努めるものとする。

**第三章 自転車損害賠償責任保険等への加入等**

**(自転車損害賠償責任保険等への加入)**

**第十三条** 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等へ加入しなければならないものとし、その借受人に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しよう努めなければならない。

**(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)**

**第十四条** 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するとき、自転車購入者等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売等事業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等へ加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業者のうちに通勤方法として自転車を利用する者がいるときは、当該利用者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生のうちに通学方法として自転車を利用する者がいるときは、当該利用者及びその保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

5 第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

**(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)**

**第十五条** 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとする。

2 事業者は、その従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。

3 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生及びその保護者に対し、自転車損害賠償責任

保険等に関する情報を提供しよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十四条の規定は、同年六月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五十号

### 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例

(警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正)

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和二十九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「畑中五丁目」の下に、「賀来新川一丁目、賀来新川二丁目、荏隈町一丁目、荏隈町二丁目、尼が瀬一丁目、尼が瀬二丁目、尼が瀬三丁目、南太平寺一丁目、南太平寺二丁目、南太平寺三丁目、南太平寺四丁目、上田町一丁目、上田町二丁目、上田町三丁目、羽屋新町一丁目、羽屋新町二丁目、羽屋新町三丁目、羽屋一丁目、羽屋二丁目、羽屋三丁目、羽屋四丁目、古国府一丁目、古国府二丁目、古国府三丁目、古国府四丁目、古国府五丁目、古国府六丁目、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、広瀬町一丁目、広瀬町二丁目」を加え、「大字豊饒」を削り、同表の大分県大分南警察署の項中「田尻北」の下に、「木上台一丁目、木上台二丁目」を加える。

(大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 大分県婦人相談所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「大分市大字荏隈字栗迫四百九十八番地」を「大分市荏隈町二丁目三番一号」に改める。

(大分県婦人寮の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 大分県婦人寮の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「大分市大字荏隈字栗迫四百九十八番地」を「大分市荏隈町二丁目三番一号」に改める。

(大分県立学校の設置に関する条例の一部改正)

第四条 大分県立学校の設置に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立大分雄城台高等学校の項中「大分市大字玉澤一、二五〇番地」を「大分市大字玉沢一、二五〇番地」に改め、同部の大分県立大分豊府高等学校の項中「大分市大字羽屋六〇〇番地一」を「大分市花園三丁目三番一号」に改め、同部の大分県立白杵高等学校の項中「白杵市大字海添二、五二一番地」を「白杵市大字海添二、五二一番地一」に改め、同表の中学校の部の大分県立大分豊府中学校の項中「大分市大字羽屋六〇〇番地一」を「大分市花園三丁目三番一号」に改める。

(大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「大分市大字古国府」を「大分市花園二丁目」に改める。

### 附 則

この条例は、令和三年一月十六日から施行する。

大分県議会委員会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五十一号

### 大分県議会委員会条例等の一部を改正する条例



(大分県議会委員会条例の一部改正)

第一条 大分県議会委員会条例(昭和四十年大分県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「又は押印」を削る。

(大分県政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第二条 大分県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を「」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

令和二年十二月十八日

2 この条例の施行前に会期が終了する定例会に係る記録については、第一条による改正後の大分県議会委員会条例第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大分県報号外（条例）